

平成21年10月1日
管理者：御宿台営業所
御宿台区自治会運営委員会

御宿台集会所利用規則

1、目的

管理者は、御宿西武グリーンタウン（以下御宿台という）の共用施設である「御宿台集会所」（以下集会所という）を適切に維持・管理することを目的とし、この規則を定めます。

2、使用目的

- (1) 公益性の高い行事等（選挙・役所の出張窓口等）での使用は最優先とします。
- (2) 管理者及び御宿台区自治会が主催する総会または会議等での使用は優先とします。
- (3) 御宿台所有者（以下所有者という）間の親睦等を目的としたサークル活動や懇談会または各種教室等を開催するために使用することができます。

3、使用期間及び時間

- (1) 原則として年間を通じ使用できます。ただし、年末年始（12/30～1/3）及び管理者が別途定める期間は閉所日とし使用できません。
- (2) 使用時間は午前9時～午後5時までとします。（準備・整理・整頓及び清掃時間を含む）また時間外の使用は原則としてできません。

4、使用手続き

(1) 使用申請及び不承認事項

使用希望者は、原則として使用日の1週間前までに管理者に申請し、使用する部屋の予約をします。

申請時または使用時に、その内容が次に掲げる項目のひとつに該当すると思われる場合は、集会所は使用できません。

- ・公序良俗をみだすおそれがある場合。
- ・宗教活動を目的とした場合。
- ・広告宣伝や物品販売及び報酬を得る等の営業行為を目的とした場合。
- ・当初の申請時に申告した内容と異なる使用があると認められた場合。
- ・所有者以外が専ら使用する場合。
- ・使用にあたり本規則や管理者の方針・指導に従わなかった場合。
- ・その他、管理者が不適切と認めた場合。

(2) 申込手順・取消・変更

- ・使用希望日が重複する場合は受付順とします。なお、2、(1)(2)の行事は優先事項とし、その行事が緊急に開催される場合は、既申込を変更させていただく場合があります。
- ・集会所を使用する者（以下使用者という）は使用申込の取消及び変更をする場合は、速やかに管理者まで届け出てください。

- ・所有者が集会所を定期的または長期的に使用する場合は、管理者指定の用紙にあらかじめサークルの人数や概要・使用日時等を記載し管理者に届け出してください。なお、届出内容に変更が生じた場合は、管理者にその内容を報告してください。

(3) 使用日程

- ・使用日程表（ファイル）は、管理者が作成・管理します。
- ・使用者は使用申請後、集会所の玄関ホールに設置されたホワイトボードに必ず使用日程を記入してください。

(4) 鍵の借用及び返却

- ・使用者は使用の都度管理者から鍵を受領し使用してください。また、使用終了後は鍵に退館チェックリストを添え管理者に返却してください。
- ・鍵は使用の都度管理者に返却するものとし、使用者が次の使用者へ直接渡すことのないようにしてください。
- ・火曜・水曜日の使用者は、管理者より月曜日の午後に鍵を借用し、木曜日の午前中までに返却してください。

5、使用時における注意事項

使用者は次に掲げる項目を遵守してください。

- ・使用申請時に申告した目的以外に使用できません。
- ・使用中は騒音等の迷惑行為をしないでください。
- ・集会所に搬入した備品等については退館時に搬出してください。
- ・什器・備品の配置、片付けは責任をもって行ってください。
- ・空調機器、キッチン等の設備の使用にあたっては、使用者の代表責任者（使用責任者）の指示のもと適切な使用及び片付けを行ってください。
- ・退館時には出入り口、窓等の施錠確認、消灯、火の元の確認・清掃等を行い、最終退館者は再度全体を確認してから退館してください。
- ・使用責任者は退館前に清掃、ゴミの持ち帰り等を徹底してください。
- ・使用中、集会所施設の異変に気付いたときは、速やかに管理者に連絡してください。
- ・集会所内では喫煙できません。
- ・車両は駐車場を利用し、緑道、道路には駐車しないでください。
- ・集会所の使用にあたり、室内および駐車場等で発生した事故等については使用者の責任で対応してください。

6、規則外事項及び改訂

- (1) 本規則に定めのない事項については、管理者及び御宿台区自治会運営委員会ならびに使用者との協議において管理者が決定いたします。
- (2) 管理者は、御宿台区自治会運営委員会と協議の上、必要に応じ規則の改訂を行います。

以上

運用規定

1、使用回数及び使用時間の取り決めについて

サークルの増加等により集会所の利用頻度が高まった状況を鑑み、各部屋の使用回数及び使用時間を次のとおりとする。

- ・原則として各部屋の使用時間は午前9時～午後12時、午後1時～午後5時とに分けるものとする。
- ・大ホールについては同一使用者（同一サークル）の使用回数を月間最大3回までとし、かつ使用時間は午前・午後のどちらかにするものとする。
- ・会議室については同一使用者（同一サークル）の使用回数を月間最大3回までとするが、使用時間は特段の定めをしないものとする。
- ・小会議室については特段の定めをしないものとする。
- ・午前・午後それぞれの時間内に複数の団体が使用することは出来るものとする。
- ・今後さらに利用頻度が高まり集会所の運営に支障が生じる場合は、使用回数及び使用時間等について、管理者及び御宿台区自治会運営委員会で協議を実施するものとする。

	大ホール	会議室	小会議室
使用回数	3回	3回	なし
使用時間	午前または午後	なし	なし

2、個人が開催する政治・選挙活動の取り決めについて

- ・政治及び選挙活動（運動）のための使用は原則として出来ないものとする。
- ・ただし、御宿台住民に対して行う御宿町議会報告等については選挙投票日より遡つて3ヶ月間を除いた期間であれば出来るものとする。